

第 7 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

令和3年9月29日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第7回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年9月29日（水曜日）

午前9時59分開議  
午前10時50分休憩  
午前10時55分開議  
午前11時29分休憩  
午前11時33分開議  
午前11時56分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算（第11号）

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第4号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第4号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 熊本県における事務的的確・

適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について

報告第33号 令和2年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第34号 公立大学法人熊本県立大学の令和2年度に係る業務の実績に関する評価について

請第32号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①熊本県国土強靱化地域計画の改定（素案）について

②球磨川水系河川整備基本方針の変更等について

出席委員（8人）

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 緒方勇二 |
| 副委員長 | 西山宗孝 |
| 委員   | 岩下栄一 |
| 委員   | 溝口幸治 |
| 委員   | 高野洋介 |
| 委員   | 濱田大造 |
| 委員   | 松野明美 |
| 委員   | 島田稔  |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

|          |       |
|----------|-------|
| 公室長      | 小牧裕明  |
| 政策審議監    | 倉光麻里子 |
| 危機管理監    | 岡村郷司  |
| 政策調整監    | 天野誠史  |
| 秘書グループ課長 | 野中眞治  |
| 広報グループ課長 | 櫛本麻理  |

くまモングループ課長 浦田 美紀  
 危機管理防災課長 柴田 英伸  
 総務部  
 部長 白石 伸一  
 理事兼県央広域本部長  
 兼市町村・税務局長 村上 徹  
 政策審議監 千田 真寿  
 総務私学局長 緒方 克治  
 首席審議員兼人事課長 城内 智昭  
 首席審議員兼財政課長 梅川 日出樹  
 県政情報文書課長 楢本 亮太  
 総務厚生課長 中川 浩徳  
 財産経営課長 永松 浩史  
 私学振興課長 橋本 誠也  
 市町村課長  
 兼県央広域本部総務部長 坂野 定則  
 消防保安課長 佐崎 一晴  
 税務課長 久保田 健二  
 企画振興部  
 部長 高橋 太朗  
 理事  
 （球磨川流域復興担当）  
 兼球磨川流域復興局長 水谷 孝司  
 政策審議監  
 兼地域・文化振興局長 厚地 昭仁  
 交通政策・情報局長 小金丸 健  
 土木技術審議監 亀崎 直隆  
 情報政策審議監 島田 政次  
 企画課長 津川 知博  
 統計調査課長 馬場 一也  
 首席審議員  
 兼地域振興課長  
 兼県央広域本部振興部長 小川 剛史  
 文化企画・  
 世界遺産推進課長 沖 圭一郎  
 交通政策課長 清田 克弘  
 情報政策課長 臼井 洋介  
 政策監 福原 彰宏  
 政策監 有働 人志

出納局

会計管理者兼出納局長 手島 和生  
 首席審議員兼会計課長 永江 昌二  
 管理調達課長 枝國 智一  
 人事委員会事務局  
 局長 青木 政俊  
 公務員課長 工藤 真裕  
 監査委員事務局  
 局長 西浦 一義  
 首席審議員兼監査監 伊津野 裕昭  
 議会事務局  
 局長 手島 伸介  
 次長兼総務課長 横尾 徹也  
 議事課長 村田 竜二  
 政務調査課長 板橋 麻里

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松本 淳一  
 政務調査課主幹 西村 哲治

午前9時59分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、今回付託された請第32号について、提出者から趣旨説明の申出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第32号についての説明者を入室させてください。

（請第32号の説明者入室）

○緒方勇二委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単にお願いたします。

どうぞ。

（請第32号の説明者の趣旨説明）

○緒方勇二委員長 趣旨はよく分かりました。後ほどよく審査をいたしますので、本日はこれでお引取りください。

（請第32号の説明者退室）

○緒方勇二委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めるとしました。

まず、知事公室、総務部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採決を行います。

それでは、知事公室、総務部の議案についての説明をお願いしますが、説明は効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○白石総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度9月補正予算につきまして、新型コロナウイルス感染症や令和3年5月から8月にかけての豪雨災害への対応等に係る予算として、268億円余を計上しております。

これに、今回併せて報告いたします令和3年度8月補正予算の専決処分3件及び24日に議決いただきました9月補正予算追加提案分を含めると、補正後の予算規模は9,838億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくようお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、財政課長から今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、上段の8月補正予算は、新型コロナウイルス感染症への対応として8月2日に専決させていただいたもので、議案第2号でございます。

内容は、(1)感染症の拡大防止として、ワクチン接種体制支援事業49億円、入院医療機関設備整備事業19億円、医療・検査等体制整備事業1億1,100万円でございます。

(2)県民生活、県経済への影響の最小化等として、営業時間短縮要請協力金事業81億7,300万円、ICTを活用した働き方改革等推進事業2億9,500万円でございます。

次に、下段の8月補正予算2は、新型コロナウイルス感染症への対応として8月10日に専決させていただいたもので、議案第3号でございます。

内容は、(1)県民生活、県経済への影響の最小化として、まん延防止等重点措置の適用を踏まえまして、営業時間短縮要請協力金事業60億2,000万円、事業継続・再開支援一時金事業5億3,800万円でございます。

2ページをお願いいたします。

8月補正予算3は、新型コロナウイルス感染症への対応として8月20日に専決させていただいたもので、議案第4号でございます。

内容は、(1)県民生活、県経済への影響の最小化として、まん延防止等重点措置の適用期間延長を踏まえまして、営業時間短縮要請協力金事業55億5,500万円、生活福祉資金貸付事業20億5,400万円、事業継続・再開支援一時金事業4億9,300万円、生活困窮者自立支援金2,700万円でございます。

3ページをお願いいたします。

令和3年度9月補正予算は、今定例会の冒頭に提案しているもので、議案第1号でございます。

内容は、まず(1)新型コロナウイルス感染症への対応として、183億7,100万円を計上しております。主な事業は、感染症患者等入院病床確保事業129億5,400万円、中小企業金融総合支援事業33億3,700万円、野菜価格安定対策事業3億7,200万円でございます。

なお、資料には記載しておりませんが、後ほど各課の予算説明の際に各種県有施設や庁舎などの感染防止対策が出てまいります。これは、全庁的に感染防止対策を再点検いたしまして、非接触型の体温計の設置や手洗い場の自動水栓化などにつきまして、今回の9月補正で予算化をお願いするものでございます。

次に、(2)令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興として、9億2,100万円を計上しております。主な事業は、単県河川等災害関連事業費3億6,900万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金3億円、市町村災害復旧受託事業2億3,100万円でございます。

次に、(3)令和3年5月から8月の梅雨前線豪雨等からの復旧として、63億7,300万円を計上しております。主な事業は、現年発生河川等補助災害復旧費34億2,300万円、現年林道災害復旧事業6億8,300万円、団体営農地等災害復旧事業費6億600万円でございます。

8月補正予算3件と24日に議決いただきました9月補正の追加提案分、それに9月補正予算冒頭提案分を合わせますと、合計693億8,400万円となり、補正後の予算規模は9,838億8,400万円となります。

4ページをお願いいたします。

参考1として、感染症対応に係る予算の累計額を、また、参考2として、令和2年7月豪雨災害対応に係る予算の累計額をそれぞれ

記載しております。

5ページをお願いいたします。

5ページと6ページが歳入予算の内訳でございます。

主に、6ページの9、国庫支出金や14、諸収入、15、県債などを活用しておりますほか、9月補正における所要の一般財源につきましては、13、繰越金を活用しております。

おめくりいただきまして、7ページと8ページが歳出予算の内訳でございます。一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

補正予算の概要等につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

補正予算についてでございます。

商業総務費の右側説明欄をお願いします。

物産振興費のうち、くまモンスクエア管理運営事業につきまして、76万3,000円の増額補正を計上しております。

これは、県有施設でありますくまモンスクエアにおける新型コロナウイルス感染症防止対策を強化するために、空気清浄機や飛沫感染防止アクリル板等を設置するものでございます。

くまモングループは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料12ページをお願いいたします。上の表を御覧ください。

文書費につきまして、36万円余の増額をお

願っております。

これは、県庁舎地下2階にあります歴史公文書等の閲覧及び作業スペースにおいて、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、地方創生臨時交付金を活用して空気清浄機を設置する経費でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いたします。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

同じく、12ページの下の表をお願いいたします。

補正予算として、財産管理費8,046万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

コロナ対策として、上段の庁舎管理費は、県庁舎に顔認証カメラ搭載非接触式検温器等の配備に要する経費、175万円余でございます。

下段の地域振興局等庁舎管理費は、検温器の配備に加え、トイレ手洗い場の自動水栓化や多目的トイレの自動ドア化など、感染防止対策の徹底を図ることに要する経費、7,871万円余でございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく願いたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料13ページの上段をお願いします。

私学振興費について、コロナ対策分として5,680万円余の増額をお願いしております。

これは、私立学校ICT教育環境整備推進事業としまして、各学校が行う校内のインターネット環境の整備や生徒の学習用端末の整備に対して助成を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

す。

同じく、13ページの下段をお願いします。

消防指導費で、補正額1,025万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

消防学校管理運営費につきまして、消防学校における新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、本館及び寄宿舍等の手洗いやトイレ小便器の自動水栓化、それから、和式トイレの洋式化工事を行うものでございます。全部で48か所の改修工事を行います。

説明は以上でございます。よろしく願いたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料の14ページをお願いいたします。

税務総務費として360万円余を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

自動車税事務所におけます新型コロナウイルス感染症防止対策として、トイレの手洗い場や小便器の自動水栓化等の改修に要する経費でございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料22ページをお願いいたします。

議案第5号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

24ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、家畜検査手数料等の徴収方法の見直しに伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。

(1)牛海綿状脳症以外の検査手数料の徴収方法の見直しに伴う牛海綿状脳症検査手数料の新設、(2)ヨーネ病の検査手数料の納付時期の見直しを行うものでございます。

家畜検査手数料は、これまで全て収入証紙により徴収しておりましたが、農家の利便性向上と適切な会計処理の両立を図るため、現金納付または納入通知書により後納ができるように改正するものでございます。また、(3)所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、3の施行期日でございます。

(1)牛海綿状脳症検査手数料の新設及び(2)ヨーネ病の検査手数料の納付時期の見直しについては、令和4年4月1日、(3)所要の規定の整理は、公布の日としております。

最後に、4のその他でございます。

施行期日前の申請に対する手数料の徴収方法について、経過措置を定めますとともに、今回の手数料条例の改正に合わせて、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料25ページをお願いいたします。

第6号議案、熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、26ページの条例(案)の概要でさせていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、統計法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

2の主な改正内容ですが、(1)、(2)ともに法の一部改正に伴い条項ずれ等が生じていることにより、規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、(1)の統計法関係は改正法の施行の日、(2)の番号の利用等に関する法律関係は公布の日としており

ます。

説明は以上でございます。

続きまして、熊本県立大学の関連で2件報告をさせていただきます。

説明資料29ページをお願いいたします。

報告第4号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の資料により説明をさせていただきます。表紙に令和3年9月、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類と記載されているものをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1ページから2ページは、法人の役員及び審議機関、学生数などの大学の概要及び組織図でございますので、説明は省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和2年度の事業報告でございます。

教育の質の向上やグローバル化の推進、地域に貢献する教育研究の推進に係る代表的な取組について記載しておりますが、事業の内容につきましては、この後の報告第34号でも説明いたしますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

財務状況につきましては、経常費用が25億2,000万円余、また、経常収益については25億5,000万円余となっており、当期総利益3,400万円余を確保しております。

なお、財務状況につきましては、4ページから5ページに令和2年度の財務諸表を掲載しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画でございます。

令和3年度は、主に3つの重点項目に取り組みます。1つ目が、(1)国際的な視野と認識を高める教育研究の推進、2つ目が、(2)地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進、3つ目が、(3)社会や時代の状況を踏ま

えた対応、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対応となりますが、これらの取組を推進していきます。

続いて、7ページをお願いいたします。

令和3年度の収支予算書でございます。

令和3年度は、収入が授業料や県からの運営費交付金等により26億6,000万円余、支出が教育研究経費等により収入と同額の26億6,000万円余を見込んでおります。

県立大学の経営状況の説明は以上でございます。

続きまして、委員会説明資料のほうにお戻りをいただきまして、38ページをお願いいたします。

報告第34号、公立大学法人熊本県立大学の令和2年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

これは、地方独立行政法人法の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った令和2年度の業務実績に関する評価を報告するものでございます。

こちらも、別冊の資料で説明をさせていただきます。表紙に、令和2年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と記載しているものをお願いいたします。

1ページをまずお願いいたします。

全体評価ですが、冒頭の段落に記載されておりますとおり、令和2年度は、第3期中期目標期間の3年目として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、中期目標の重点項目の達成に向けて着実な取組が進められたと総括されています。

次に、分野ごとの主な取組とその評価について御説明いたします。

まず、(1)の教育研究等の質の向上に関する目標についてです。

①の教育面では、大学院の入試について、オンラインの活用などによるPRは展開されているものの、入学者数の改善には至っておらず、引き続き課題となっていることが指摘

されています。

評価されている点といたしましては、大学院生を対象とした高度グローバル人材育成について、国際協力枠の社会人特別選抜で初めて2名の合格者が誕生したこと、管理栄養士国家試験の合格率が九州内では100%に達した大学がない中で、3番目に高い実績を上げたこと、さらに、学生支援として、修学支援法による授業料減免等の手続きが年間を通して滞りなく行われたことなどが挙げられています。

続いて、2ページをお願いいたします。

②の研究面では、令和2年7月豪雨の被災地域の課題解決や復興につながる契機となる事業を創設し取組を進めたこと、科学研究費補助金への教員の応募率が8年連続で100%を達成したことなどが評価されております。

③の地域貢献の面では、地域連携の視点で、大学の研究シーズを紹介するウェブサイトを立ち上げたことなどが評価されておりますが、④の国際交流の面では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、学生の出国を伴う事業が実施できないなど、今後の海外留学や研修の在り方等について、さらなる工夫や検討が求められるとの課題が指摘されています。

(2)の業務運営の改善、効率化に関する目標については、新型コロナウイルス感染拡大の中で適切な大学運営が図られたこと、また、令和2年7月豪雨からの復興、再生を支援する取組の一環として、緑の流域治水研究室の設置を決定したことなどが評価されております。

3ページをお願いいたします。

(3)の財務内容の改善や(4)の自己点検・評価及び情報提供、さらに(5)のその他業務運営に関する目標については、新型コロナウイルスに関する情報発信や事業継続対応を徹底した点などが評価されております。

全体としては、年度計画に掲げた50項目に



ついて、47項目は年度計画を順調に実施と法人が自己評価しているとおりに、着実に成果を上げたとして評価をされております。

以上のほか、4ページには、法人の自己評価と評価委員会評価の概要、次の5ページ以降には項目別の評価が記載されておりますが、詳しい説明は省略をさせていただきます。

報告第34号については以上でございます。よろしく願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

委員会説明資料にお戻りいただき、34ページをお願いいたします。

報告第32号、熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出についてでございます。

まず初めに、本制度の概要について簡単に御説明いたします。

地方自治法の改正により、都道府県知事は、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し適正に行われていることを確保するための方針を定め、必要な体制を整備することとなりました。

本県も令和2年度から制度を導入し、各所属における自律的なチェック機能の強化等を図り、不備の発生を未然に防止し、また、不備発生時においても、適時適切に対応することを通じて事務処理の適正性を確保し、県民の県政への信頼を高めることを目指して取組を実施しております。

この制度は、実施の翌年度に評価を行うこととされ、評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した上で議会に報告する必要があるため、今年度は、令和2年度の状況について評価を実施いたしました。

評価は、対象年度中の重大な不備の有無により行うこととされており、発生した不備の重大性について確認を行うこととなります。

重大な不備の定義につきましては、不備の

うち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、または適正に行われていないことにより、地方公共団体、住民に対し、経済的、社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの、もしくは実際に生じさせたものとされており、本制度における説明責任を果たす観点から、評価報告書に記載する必要があるかとございます。

それでは、評価結果及び監査委員の審査結果について御説明いたします。

別冊の資料としております令和2年度熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書をお願いいたします。

1ページを御覧ください。

令和2年度における評価報告書でございます。

3の評価結果でございますが、評価対象期間中、運用の重大な不備を把握したため、熊本県における本制度は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。

2ページをお願いいたします。

把握した重大な不備について、2項目ございます。

1点目は、県が実施した公共工事について、土壌汚染対策法に基づく届出を実施していない事案が過去3年間において162件発生したものでございます。

関係部局における当該規定の周知徹底が十分でなかったことにより生じたもので、法令遵守の不徹底という点において、本県の社会的信用を毀損する影響度の高いものと判断いたしました。

2点目は、個人情報の流出事案が対象年度中に4件発生したものでございます。

情報の流出という特性上、事後の対処が極めて困難であることから、県民に対し大きな経済的、社会的な不利益を生じさせ得るものであり、本県の社会的信用を毀損させる影響度の高いものと判断いたしました。

いずれも是正措置として、マニュアルの見直しやチェック体制の強化などの措置を講じ、再発の防止の徹底を図っているところであり、引き続き的確、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

次に3ページをお願いいたします。

本報告書に係る監査委員の審査意見書でございます。

おめくりいただき、5ページの4、審査結果を御覧ください。

審査の結果、本評価報告書について一部御指摘をいただきました。

指摘事項の内容は、職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れや遅れが一部の所属で発生しており、改めて職員に対し制度の周知を行い、併せて制度の意義を浸透させ、より効果的な制度となるように取り組むという内容でございました。

指摘事項を踏まえまして、改めて全体会議の場など様々な機会を捉えて周知徹底を行い、本制度の浸透に努めるとともに、事務の適正な執行の確保に向け、引き続き取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○梅川財政課長

財政課でございます。

委員会説明資料にお戻りいただきまして、35ページをお願いいたします。

令和2年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

別冊の資料もございますが、説明は次の36ページの概要資料でさせていただきます。

1の趣旨にありますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算に基づく本県の財政の健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の表におきまして、4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当しておりません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率ですが、本県では赤字が生じている会計はございませんので該当はありません。

③の実質公債費比率は、算定の結果7.7%となりました。通常県債残高に係る元利償還金の減少や熊本地震関連の県債の償還が本格化していないことなどの要因により、前年度と比べ0.8ポイント低下しております。

④の将来負担比率は、算定の結果、210.9%となりました。熊本地震関連及び令和2年7月豪雨関連の県債残高が増となったことや熊本地震復興基金などの将来負担額に充当可能な基金の取崩しが進んだことなどの要因により、前年度と比べ5.3ポイント上昇しております。

3の資金不足比率につきましては、資金不足が生じている公営企業会計はありませんので該当はございません。

37ページをお願いいたします。

4の監査委員による審査の結果及び意見でございます。

監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも新しくまもと創造に向けた基本方針を実現するために必要となる財源の確保等に努めるとともに、引き続き財政健全化に取り組むようこの御意見をいただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 令和3年度8月補正予算の中で、コロナの接種体制の支援事業とありますけれども、グランメッセの、接種、実績というか、順調にいつているんですか。接種実績。

○梅川財政課長 8月補正予算に加えまして、去る24日に議決いただきました追加提案分の補正予算の際にも説明させていただいておりますが、現在、グランメッセ、当初は7万人の接種を目標に実施しておりましたけれども、追加提案分で議決いただきました予算を含めまして、11月までに10万人の接種を達成できるように取り組んでいるところでございます。

○岩下栄一委員 それでも、なおかつ接種しないという人もたくさんいるんですね。これはもう健康福祉部の話か。せつかくグランメッセを開放してやっているから、より多くの県民の皆さんが接種を受ければいいと思えますけれども。特に後はございません。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○濱田大造委員 1ページと2ページに、新型コロナウイルス関連で、営業時間短縮要請協力金事業が何度か行われているんですけれども、この執行というのはどの程度できているのか教えてください。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今年の7月以降、第5波の到来に伴います営業時間短縮要請を随時行ってきております。現在、商工労働部のほうで協力金の申請受付や支払い事務を実施しておりますが、私

が今手元で分かる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、第5波の分といたしまして、早期一部支給ということで、前払いの仕組みを設けております。これにつきましては、申請が2,370件ございまして、100%支払い済み、処理完了でございます。

それから、その後、県下全域に時短要請が及んだ際に、一部分割申請を可能としております。9月12日までの時短要請分につきましては、9月13日から10月15日までということで受付をしております、これはまだ受付期間中ですので数字は動いていくと思いますが、9月27日現在で申請件数が2,641件、支払いまで終了した件数が575件というふうに承知しております。

以上でございます。

○濱田大造委員 いろんな事業者さんから、要望とかも県にも私のところにも来たんですけども、本当現場は大変だと思うんですけども、しっかりお願いします。十分期待に込んでいるなという感想を持ちました。よろしくお願いします。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○高野洋介委員 県立大学についてお尋ねしたいと思うんですけども、今、コロナの中で、多分恐らく授業もリモート授業であったり、また、大学生のほうも、なかなかアルバイトができずに御苦労されているというふうに伺っております。

その際、学校の中で、そういうサポート体制というか、多分今の1年生、2年生あたりはほとんど学校に来てない人たちもいらっしゃる、また、学費も払えない、生活費もないという中で、どういった学生に対するサポート体制を取っていらっしゃるのかなというの

をお尋ねしたいと思います。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

今コロナ禍の中で、大変学生のいわゆる孤立化であるとか、あとやっぱり経済的に困窮しているという状況、これはほかの大学だけでなく、熊本県立大学でも同じような状況というふうに聞いております。

こうした中で、県立大学におきましては、保健センターというところで、保健師とか、あとカウンセラーが常駐をしております、そこで、心身の健康管理だけでなく、就学上、まあ学習面であるとか生活上の悩み、こういったことに関しての相談業務を行っております。

この体制も、昨年度から、ちょっとカウンセラーの勤務日数を増やしたりとか、あとは遠隔で相談を受け付けたりとかという形で体制の強化を図っておられるというふうに聞いております。

こういった形で、いわゆる相談体制を強化する中で、学生の実情に応じた、学生に寄り添った対応を行われているというところで聞いています。

○高野洋介委員 なぜこういう話をしたかという、昨日のニュースで、私立大学が定員割れが大変多くなったということのニュースもありました。今から恐らく学生の取り合いになってくると思います。

できれば定員をきちんと満たすような環境をつくらなければいけないと思いますが、その際、やっぱり今から、多分大学を運営する中で、サービス合戦とか、どこまで学生に寄り添った形で4年間、ないしそれプラスアルファを過ごせるかという環境づくりが非常に大切だろうというふうに思っています。

ですので、せっかく県立大学は県庁とも身近なところで、いろんな情報の中で、例えば

奨学金の話だとか、いろんな給付金の話とか、そういうのも直にやり取りができるわけですので、そこら辺のある程度手厚い環境というのを県立大学にはぜひ取ってもらって、やっぱりみんなが安心して通える大学をぜひつくっていただきますように、これ要望しておきます。

以上です。

○鉾本県政情報文書課長 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 今の高野先生の御意見に賛成しますし、また、関連質問ですけれども、県立大学は、グローバルとローカルでグローバルイズムという一つのコンセプトを持って、アジアからの大いに受入れを目指したんですね。

そういう中で、今先生が御心配されたような状況であることは私も存じ上げておりますけれども、今何人ぐらいのアジアの人たちが大学で学んでおりますかね。

○鉾本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

今現在、いわゆる海外からの留学生でございますけれども、全体で15名ほど受入れを行っているというふうに聞いています。

その中で、ほとんどが実はアジアからでございますけれども、一番多いのが、中国から7名、それから、韓国とインドネシアからそれぞれ2名ずつ、そして、そのほかは、タイ、ベトナム、ガーナ、ミャンマーと、これらが1人ずつということで、計15名の受入れを行っているというふうに聞いております。

○岩下栄一委員 母国に帰れないわけでは

ね、みんな、今は。

○鉾本県政情報文書課長 なかなかこれは、入国、それから出国の制限等がございますので、これらの方については、引き続きこちらの日本のほうで学んでおられるというふうに聞いておりますけれども、ただ、最近、徐々にその辺りの入出国の制限というのが緩和をされているというふうに聞いております。

実際にこちらから海外に行く分につきましても、8月に韓国あるいはアメリカのほうに県立大学の学生が出国をしたということも聞いておりますし、また、海外からも入国ができる環境が徐々にできつつあるというようなことも聞いておりますので、そこは状況に応じてまた交流等が出てくるものと思っております。

○岩下栄一委員 出国するほうはアメリカが多いわけでしょう、出国は。留学は。

○鉾本県政情報文書課長 これは県立大学と海外の大学との学生の交流の協定を結んでいるところが幾つかありまして、それに基づく交流を行っているのが韓国とそれからアメリカ、アメリカについてはモンタナ州立大学でございますけれども、そことの交流というのが実際行われているということでございます。

○岩下栄一委員 分かりました。

もう1つ、管理栄養士の問題は前も取り上げたことがありますけれども、九州では、北九州の九州栄養福祉大学と中村学園あたりがほぼ100%近い合格率、県立大学はしばし遅れをとったんですね。まあ、ほぼ100%に近い合格を出していると言われていたけれども。管理栄養士のほかに、いろんな資格試験の県立大学の合格者はどんな現状ですか。

○鉾本県政情報文書課長 今、国家試験についてのちょっとお尋ねがございましたけれども、管理栄養士につきましては、今申し上げたとおりの100%に近いというところで実績を上げておりますけれども。それ以外の国家試験につきましては、今ちょっと手元にデータがございませんので、そこはちょっとこちらのほうで確認をさせていただいて、またよろしいでしょうか。

○緒方勇二委員長 後ほどお知らせしてください、各委員の先生に。

○鉾本県政情報文書課 はい。申し訳ございません。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○岩下栄一委員 まだいろいろあるけれども、もういいです。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○松野明美委員 私も関連で県立大学につきましてお尋ねしますけれども、私の息子のほうも県内の——県立大学ではないんですが、大学生として、現在コロナ禍で夏休みが終わりましていよいよ授業が始まるんですが、ほとんど週1回ぐらい大学のほうに登校して、ほとんど後はオンライン授業ということなんですけれども、そのオンライン授業、これは総務委員会かどうか分からないんですが、オンライン授業でちょっとパソコンの中の先生を私もパッと見ましたときに、非常に、何でしょうか、身だしなみが、気が緩んでいらっしやるのかよく分からないんですが、授業としてはどうなのかなというような感じをちょっと受けました。

そういうところの、まあオンラインですか

ら、ちょっと気が緩んでいるのかなとは思いますが、やはり生徒は一生懸命聞いているというところで、その気の引締めというものも、普通の授業と同じような感じでやっていただければなというような感想をちょっと持ったものですから、ちょっと発言させていただきました。

よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 答えはいいんですね。

○松野明美委員 もしよかったら。何かありましたら。

○楯本県政情報文書課長 今、オンライン授業でのいわゆる身だしなみを含めて、その在り方ということで御意見いただきましたので、ちょっと実際に私も生のそのオンラインでの状況はまだ見たことございませんので、今回御意見いただいたことを大学のほうにも伝えさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。――なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時55分といたします。

午前10時50分休憩

午前10時55分開議

○緒方勇二委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、担当課長から議案等について順次説明をお願いします。

○津川企画課長 企画課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

諸費で46万円の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

これは、東京事務所における感染症拡大防止対策に要する経費として計上させていただくものになります。

具体的には、銀座熊本館及び平河事務所に来客者用の非接触式自動体温計などを設置するための経費となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

同じく、説明資料の16ページをお願いいたします。

まず、計画調査費ですが、コロナ対策分として2,000万円の増額をお願いしております。

移住定住促進事業につきましては、都市部の若年層をターゲットにプロモーションを行うなど、都市部から本県への移住、定住の促進に要する経費でございます。

続きまして、企画施設災害復旧費の470万円につきましては、本年8月の大雨により万日山緑地公園で発生をしましたのり面崩壊等の災害復旧に要する経費でございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

計画調査費につきましては、956万円余の増額をお願いしております。いずれもコロナ対

策分になります。

説明欄の1の(1)、博物学関係資料収集等事業は、博物館ネットワークセンターに非接触式自動体温計の設置などを行うものです。(2)の熊本どこでもミュージアム事業は、インターネットで誰でも、どこからでも利用できる学習コンテンツの動画作成などを行うものです。

2の県立劇場費につきましては、感染拡大防止対策として、客席などに抗ウイルスコーティングの塗布を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

計画調査費で、コロナ対策分として1,800万円余を増額計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、交通整備促進費でございます。

地方公共交通バス対策事業といたしまして、県内路線バスにおけるキャッシュレス決済機能強化に向けた取組への助成として300万円余をお願いしております。

次に、空港整備促進費でございます。

阿蘇くまもと空港国内線対策事業といたしまして、今年7月に就航した熊本静岡線の路線振興に要する経費として1,500万円をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

こちら、債務負担行為の設定変更でございますが、情報処理関連業務として、補正前限度額が5,800万円余、補正後限度額が6億4,000万円余で、5億8,000万円余の増額を行

うものです。

これは、県庁、各広域本部、地域振興局、出先機関、県立高校等を高速通信回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの安定的な継続運用を図るため、令和4年度から3年間の回線借り上げに要する費用について、債務負担行為の設定変更をお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、8月2日に専決させていただきました予算の御報告になります。

人事管理費で2億9,400万円余の増額を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

情報管理運営費、コロナ対策分のICTを活用した働き方改革等推進事業でございます。

これは、デジタル社会への対応を見据えたコロナ禍における職場環境の整備に要する経費でございます。これにより、ペーパーレス打合せやオンライン会議、モバイルワーク等、柔軟で効率的な働き方を推進してまいります。

続いて、21ページをお願いいたします。

この専決による補正予算に伴う債務負担行為の設定変更でございますが、限度額5,800万円余の増額を行ったものでございます。

これは、先ほど御説明した働き方改革の一環で、必要な回線借り上げを行うため、債務負担行為の設定変更をしたものでございます。

以上、よろしく願います。

続きまして、そのまま、すみません、条例改正のほうの御説明に移らせていただきます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

議案第7号、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてでございます。

28ページの概要を御覧ください。

条例改正の趣旨でございますけれども、今年度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、関係規定の整理をするものでございます。

主な改正内容としましては、法律の一部改正に伴う条項ずれを補正するものでございます。

施行期日は、公布の日からとしています。

情報政策課からは以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。

説明資料の30ページ、報告第5号でございますが、お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。

書類の1ページをお開きください。

事業報告でございます。

財団法人熊本県立劇場は、昭和57年に本県の芸術文化の振興のために設立されました。

平成24年度からは、公益財団法人に移行しております。令和元年度から、県立劇場の第4期の指定管理者の指定を受け、県民の文化振興に取り組んでおります。

まず、令和2年度決算の概要につきまして、2ページの収支決算の状況をお願いいたします。

表の下から5行目になりますが、当期収入合計が4億1,700万円余、次の行の支出合計が4億1,000万円余となっております、その結果、当期収支差額は712万円余の黒字となっております。これに4,956万円余の前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は5,669万円余の黒字でありまして、財務の健全性は

保たれております。

続きまして、(1)の管理運営業務につきまして、3ページの上の表をお願いいたします。

県委託料総額は3億9,300万円余で、前年比2,324万円余の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大や施設改修工事に伴う休館によりまして、光熱水費等が減少したためでございます。

(2)の使用料の収納業務についてですが、表の右下の使用料総収入が対前年度比9,600万円余の減となっております。これにつきましても、コロナの影響に伴う催事の中止や約5か月間の工事休館に伴い、使用料収入が減少したためでございます。

次に、(3)入場者数の推移及び主要施設の利用率についてであります。

昨年度は、コロナの影響や改修工事に伴い、県立劇場への入場者数は約7万人と、前年度から大きく減少しております。主要施設の利用状況についても、多くの催事が中止または延期され、例年の70%前後に比べ20%から30%台にとどまっております。

次のページをお願いします。

文化事業でございます。

4ページから5ページにかけては、主な事業を記載しております。

①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業及び②の普及拠点として取り組む事業などに取り組んでおります。

コロナ禍の中であってもオンラインや動画配信を活用し、あるいは演奏家を派遣するなどして新しい生活様式に対応した新たな取組を実施し、県民の芸術文化の振興に努めております。

続きまして、6ページと7ページには、法人の概要を記載しております。

また、8ページから22ページにかけては、先ほど概要を説明いたしました令和2年度決算に関する財務諸表を記載してござい



す。

以上が令和2年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、23ページをお願いします。

令和3年度の事業計画でございます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式など、社会の変化等に対応しながら、引き続き管理運営業務や24ページの文化事業などに取り組み、本県の芸術文化の振興を図ることとしております。

次の25ページから28ページにかけては、令和3年度の予算書を記載しております。事業計画を実施するために適切な予算規模となっております。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の31ページから33ページ、報告第6号から第8号まで、交通政策課で所管しております第三セクター3社につきまして、それぞれ別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、報告第6号、天草エアライン株式会社の経営状況でございます。

お手元の別冊、天草エアラインの経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

まず、令和2年度の事業報告について御説明いたします。

2段落目以降に記載しておりますが、令和2年度においても、安全運航を第一に、一昨年度から開始した日本エアコミューターとの整備業務の管理の受委託等により、安定運航に努めたところです。

運航状況につきましては、就航率は90.8%となりました。しかし、新型コロナの影響により、利用者数は2万4,028名と大きく減少

しております。

決算状況については総売上高が3億2,399万円となり、前期を大きく下回りました。

一方、営業費用は航空機の整備費用の減少などにより、10億8,605万円となりました。

経常利益は7億4,124万円の損失となりましたが、これに機材整備費補助金等の特別利益により、当期純利益は1億5,825万円となり、2年連続の損失を回避することができました。

2ページ及び3ページにかけては、株式の状況等の会社概要を本年7月1日現在で記載しております。

4ページを御覧ください。

令和2年度の収支決算書について御説明いたします。

まず、営業収益の売上高3億2,399万円余に対し、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は、7億6,205万円余の損失計上となりました。この営業利益に営業外収益を加えた経常利益は、7億4,123万円余の損失となりました。

これに、特別利益として、県、天草市、上天草市及び苓北町からの安定運航継続のための機材整備補助金をはじめとする各種補助金収入9億4,332万円余などを加え、税引き後の当期純利益は1億5,825万円余となりました。

5ページ及び6ページにかけては、貸借対照表及び財産目録になります。

次に、7ページの令和3年度の事業計画について御説明いたします。

(1)事業方針ですが、令和3年度においても、引き続き安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保、向上に努めてまいります。

今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい経営状況ですが、県や地元自治体等の関係機関と連携し、各種利用促進策を推進し、また、市場調査によってニーズを的確に把握し、新たな需要の

創出を図り、収入減を最小化してまいります。

また、大手2社とのコードシェアの実現など、他社との協業の深化、拡大によって利便性の向上を図ってまいります。

次に、(2)事業内容ですが、天草空港利用促進協議会をはじめ、関係機関等と連携を図りながら、ビジネス需要喚起などの利用促進活動を行うこととしております。

8ページを御覧ください。

令和3年度の収支予算書について御説明いたします。

営業損益の部ですが、営業収益の売上高は4億9,235万円余を見込んでおります。

一方、営業費用につきましては、売上原価が13億1,893万円余、販売費及び一般管理費が9,520万円余を見込んでおり、営業利益は9億2,179万円の損失を見込んでおります。

これに安定運航継続のための機材整備補助金などの特別利益を加味した税引き後の当期純利益は、2億4,924万円余の損失を見込んでおります。

なお、この収支予算は、令和3年3月に会社の取締役会で議決されたものですが、6月の県議会の定例会において天草エアラインに対する応援金を認めていただいたところであり、これらによりまして最終的な収支は改善する見込みです。

県としましては、地域住民の重要な公共交通として運航を維持するために、引き続き関係機関と連携してしっかり支援してまいります。

天草エアライン株式会社につきましては以上でございます。

続きまして、次に、報告第7号豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況について御説明いたします。

別冊の経営状況を説明する書類を御覧ください。

1ページの事業報告をお願いいたします。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅間の電化を行うため、平成9年11月に設立されました。

国からの補助金、県や沿線市町、JR九州からの出資金及び銀行からの借入金を財源に電化施設の整備等を行い、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としております。

令和2年度の売上高は、貸付けの使用料として前年度と同額の1億660万円で、投下資金の回収は計画どおりとなっております。

当期純損益は1,568万円余となり、2年連続の黒字決算となりました。

続いて、2ページから3ページにかけては会社概要を記載しております。

4ページをお願いいたします。

令和2年度の収支決算書について御説明いたします。

まず、営業損益の部ですが、営業収益の売上高1億660万円に対し、営業費用は、売上原価が7,245万円余、販売費及び一般管理費が1,811万円余であり、営業利益は1,603万円余となりました。

次に、営業外損益の部ですが、営業外収益として、受取利息などが322万円余で、経常利益は1,926万円余となり、税引き後の当期純利益は1,568万円余となりました。

5ページは、貸借対照表となります。

6ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画でございます。

引き続きJR九州からの施設使用料収入によって収益を確保し、投下資本を回収していくこととしております。

7ページをお願いいたします。

令和3年度の収支予算書について御説明いたします。

営業損益の部でございますが、営業収益は、施設使用料として1億660万円を見込んでおります。そこから営業費用である売上原価及び販売費及び一般管理費を差し引いて、

営業利益は3,354万円余を見込んでおります。その結果、税引き後の当期純利益は2,845万円を見込んでおります。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては以上でございます。

最後に、報告第8号、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御説明いたします。

別冊の肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

令和2年度の事業報告について御説明いたします。

3段落目以降に記載しておりますが、平成29年度に策定いたしました中期経営計画に基づき、企画切符の販売促進、観光列車「おれんじ食堂」の利用促進等に取り組むなど、地域との連携や収支改善のための取組の強化に努めてまいりました。

しかしながら、沿線人口の減少等により利用者数の増加には至らず、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う沿線所在の学校休校や外出自粛、さらには、令和2年7月豪雨による約4か月に及ぶ一部区間における運休により、利用者数は大きく減少いたしました。

その結果、営業収益は、受託工事収入が3億200万円増となったものの、旅客運輸収入が1億2,300万円減、鉄道線路使用料収入が1億3,200万円減、旅行取扱収入が1億1,600万円減と軒並み減収となり、全体では対前年比8,900万円減の15億2,400万円となっております。

一方、営業費用は、受託工事原価及び人件費が増加したものの、施設、設備の整備費用や売上原価が減少したことにより、対前年比9,900万円減の22億1,000万円となりました。

以上により、経常損益は6億6,700万円の損失計上となり、熊本、鹿児島両県及び沿線市町からの運行支援補助金やコロナ対策運行

維持確保応援金等の特別利益の受入れがありましたが、豪雨災害損失等の特別損失9億400万円を計上したことにより、当期純損益は1億1,700万円の損失計上となりました。

2ページにつきましては、平成16年度からの経営状況を参考に記載しております。

3ページから4ページにつきましては、会社の概要を記載しております。

5ページをお願いいたします。

令和2年度の収支決算書について御説明いたします。

営業損益の部ですが、営業収益の15億2,394万円余に対しまして、売上原価及び販売費及び一般管理費等を差し引いた営業損失は6億8,593万円余となりました。

この営業損失に営業外収益及び営業外費用を加えた経常損失は6億6,712万円余、これに主に県等からの補助金やコロナ対策運行維持確保応援金等の特別利益14億5,858万円余を加え、一番下に記載しております税引き後の当期純損失は1億1,659万円余となりました。

6ページにつきましては、貸借対照表になります。

7ページをお願いいたします。

令和3年度の事業計画について御説明いたします。

事業方針について、2段落目に記載しておりますが、次期の中期経営計画を策定するほか、引き続き安全運行確保のための施設、設備の整備や要員の確保、育成、利便性の向上や営業力の強化による収支の改善等に取り組むこととしております。

具体的な事業内容としては、(1)から(5)までありまして、施設、設備の計画的な整備、安全運行を支える要員の確保、旅客運輸収入の確保、企画、営業活動の強化、財産の有効活用などに取り組むこととしております。

8ページをお願いいたします。

令和3年度の収支予算書について御説明い

たします。

収益の部ですが、営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入などで16億6,904万円余を見込んでおります。

費用の部ですが、営業費用につきましては、21億6,505万円余を見込んでおり、営業外損益を加えた経常利益は5億9,606万円の損失を見込んでおります。

なお、主に県等からの補助金等による特別利益6億9,686万円余が見込まれるため、当期純利益として8,316万円余を見込んでおります。

以上が肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況報告となります。

交通政策課の報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 県劇ですけれども、コロナ禍の中でそれなりに健闘されているなど、サクラマチの市の施設なんかには比べれば、あそこは大赤字ですけれども、それなりに健闘されていると思うんですけれども、コロナも収束に近づきながら、どんどん行事も増えつつあると思いますけれども、令和4年度の予約状況というか、そういうものはどうなっておりますか。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 県立劇場につきましては、長期の1年ほど前から、2年ほど前から予約が可能になっております。

現在は、まん防の期間中——明日まででございますけれども、一応新規の予約を停止しております。今は停止しております。また、明日以降新たな予約を受け付けるということでもあります。

ただ、これまで既に、——停止する前に、例年の行事等ありますので、その辺は既に予約が入っているものもございます。

○岩下栄一委員 頑張ってください。

○沖文化企画・世界遺産推進課長 ありがとうございます。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○濱田大造委員 天草エアラインについてちょっとお尋ねなんですけど、この事業報告の1ページで、毎年巨額の赤字に陥ってしまっていて、それにコロナが加わって余計赤字幅が増えたということで、令和3年も、8ページでも巨額の赤字と。

私の認識としては、10年ぐらい前までは——まだ手前までですかね、2機体制で何とかやっていきたいという希望がずっと県としてはあって、それがなかなかうまくいわずに、今新しいエアコミューターと共同で運航して、1機で、昔はボンバルディアでやっていたんですけれども、それが古くなって、新しい機種を購入して1機体制でやっていると。共同運航もして何とかしようというんですけれども、今後はもう1機体制でずっといくことになるんだろうと思うんですけれども、ちょっとこれは経営者として考えたら、こんなに毎年赤字を垂れ流して、事業体として本当にあり得るのかなというふうに思っちゃうんですね。

県民のサイドに立てば、公共交通機関としてまあずっと根づいているという部分がある

んですけども、どこまでしたら県は県民は負担を許容できるのかとか、そういう、何というか、展望というか、県としては赤字幅をどこまでなら毎年許せるのかとか、そういう、何というか、方向性というか、認識というか、今どうなっているのか、教えてください。

○清田交通政策課長 天草エアラインの経営状況に関するお尋ねです。

まず、現在の1機体制、こちらのほうは、今の会社の体制ですとか、あるいはもし機体を増やすとしても、かなりの費用がかかってきますので、現行の体制を継続することになるかと思えます。

その上で、御指摘のとおり、毎年かなりの巨額の赤字が発生している状況ですが、これが、平成30年頃までは——年間11万人ぐらい乗ると大体収支が均衡するんですが、平成30年頃には7～8万人ぐらいいてまして、かなり健闘していたんですが、最近、機長の体調ですとかあるいはコロナの影響で非常に損失が大きくなっていると。

ただ、一方で天草地域、非常に熊本地域とも距離的にも離れておりますし、ドクターを運ぶ路線という位置づけですし、観光面ですとか、そういう面で非常に効果もあるところでして、そういう意味でどこまで許容できるかという判断はなかなか難しゅうございますけれども、そこは県の財政とあるいは地元とよく話し合いながら、より効率的な運航になるように努めてまいりたいと思っております。

○濱田大造委員 この組織図も3ページに掲載していただいているんですけども、やっぱり働いている職員さんの気持ちになると、恐らく、毎年赤字の会社で働いていると何となく士気もかなり落ちると思うんですね。まあ、いろんな要因が重なっていると思うんで

すが、やっぱりもっと活性化するような何か仕掛けをやっていかないと、このままじり貧でしようがないし、じり貧で毎年来ているような感じがしますので、何としても——やっぱりバースが2機分あるわけですから、空港には、2機を何とでも将来そろえるとか、新しい航空機を購入できないんだったら、2機ほかから持ってくるか、新しいやっぱり経営努力をしていただかないともう話にならないと思うんですね。

ぜひ、新しいやっぱり取組をやって、職員さんも活気がつく、そして地元も活気がつくような何か新しい取組というのを、知恵を出していただきたいなというふうに希望しています。

○清田交通政策課長 御指摘のとおり、赤字が続いていることは、会社の士気に関わるのではないかという御指摘かと思えますけれども、6月のこの委員会でも御報告させていただきましたが、中期経営計画を策定して新しいことに取り組んでいこうと、地域になくってはならない公共交通なんだということを認めていただくために、会社のほうも非常に努力をされております。

そういう動きをこちらからも支援してまいりたいと思っておりますし、新たなSNSを活用した取組ですとかあるいは移住、定住関係の利用者に対する割引ですとか、いろんな取組をされておりますので、そういうものを情報共有しながら、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○濱田大造委員 了解しました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、採決に入る前に説明員の入替えをいたしますので、しばらくお待ちください

い。

ここで、5分間休憩いたします。

再開は、11時35分からといたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分開議

○緒方勇二委員長 それでは、再開いたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

先ほどの岩下委員からの質疑の際にお答えした内容で、一部誤りがありましたので、ここで訂正をさせていただきます。

グランメッセで実施しております県民広域接種センターの実施体制に対する質疑におきまして、先ほど私が、8月補正予算と24日に議決いただいた9月補正の追加提案分において予算化をし、当初7万人体制で実施予定だったものを10万人接種できる体制に拡充したという説明をさせていただきました。

このグランメッセの予算化につきまして、正しくは、6月補正予算の追加提案分の中で、まず7万人の予算を編成させていただきました。その後、去る24日に議決いただいた9月補正の追加提案分におきまして、10万人まで接種できるよう体制の強化を行ったものでございます。

なお、8月補正予算に計上しております新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業、この49億円の予算につきましては、接種の促進に向けた接種単価の加算や職域接種の実施に係る企業等への支援に係る予算でございました。

以上、訂正をさせていただきます。

○岩下栄一委員 分かりました。

○梅川財政課長 お願いします。

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第

7号までについて、一括して採決したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請願第32号を議題といたします。

請第32号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

付託請願について御説明いたします。

請第32号としまして、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が提出されております。

提出者は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会です。

請願の趣旨は、私学助成の堅持とより一層の充実、そして、新型コロナウイルス感染症対応及び学校施設の耐震化並びに令和2年7月豪雨により被災した生徒等に対して継続的な支援が図られるよう、国に意見書の提出を求めるものです。

請願の背景としましては、修学支援制度の拡充などにより、保護者の学費負担の公私間格差は縮まってはいるものの、依然として格差があること、また、少子化の進行が生徒数の減少など経営に厳しい影響を及ぼすことが懸念されること、加えて、新型コロナウイルス感染症対策などでのICT化が急務となっていることや施設等の耐震化にまだ多くの時

間と費用が必要なこと、さらには、豪雨災害の被災生徒に対する継続的な支援が必要であることなどの状況があり、国による一層の支援を求められているものです。

説明は以上です。

○緒方勇二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第32号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第32号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第32号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第32号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局から意見書(案)配付）

○緒方勇二委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

なお、この意見書の相手先として、菅内閣

総理大臣ほか関係大臣のお名前を記載しておりますが、10月4日に国会の臨時会が召集され、内閣総理大臣の指名があった後、新内閣の組閣が行われる予定ですので、10月6日に委員会提出議案として意見書を議長に提出する際には、相手先の大臣のお名前を変更する必要があります。

つきましては、新内閣組閣後の意見書の相手先の変更を委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます、意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○津川企画課長 企画課でございます。

報告資料①、熊本県国土強靱化地域計画の改定(素案)についてを御覧ください。

A3のカラーの資料になります。

本報告については、総務常任委員会のほか、建設常任委員会、農林水産常任委員会においても報告することとしております。

それでは、資料左上の1、本県の国土強靱化地域計画についてを御覧ください。

熊本県国土強靱化地域計画は、国土強靱化

基本法の規定に基づき、熊本地震等を踏まえ、平成29年に策定しました。

計画期間は、おおむね5年間となっております。

今回の改定では、前回策定後の国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策や県の新しいくまもと創造に向けた基本方針などを反映させるとともに、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染拡大なども踏まえ、ハード、ソフト両面の施策を含めた総合的な防災体制を整備し、愛する地域で誰もが安全、安心に住み続けられ、災害に強い郷土づくりを目指すこととしております。

下の図は、県国土強靱化地域計画の位置づけを表したものです。

次に、2、基本目標については、現計画と同じ6つの目標を継続して掲げることとしております。

3、策定スケジュールについては、今後、10月にパブリックコメントを実施、12月の改定を予定しております。

資料の右面をお願いいたします。

4、主な推進方針を御覧ください。

赤字下線の箇所が今回の主な改定項目になります。

現計画において、熊本地震を踏まえた強靱化に係る取組をしっかりと既に掲げていることから、大きな見直しはありませんが、国の5か年加速化対策に掲げられた老朽化施設の更新、機能強化のほか、豪雨災害や新型コロナウイルスを受け、流域治水の推進やマイタイムラインの普及、活用、新型コロナウイルス感染症対策などを追加することとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

報告資料②をお願いいたします。

現在、変更の審議が進められています球磨

川水系河川整備基本方針の変更等について御報告します。

本報告は、建設常任委員会にも報告されることになっております。

河川整備基本方針は、長期的な河川整備の目標となる事項を定めるものですが、1つ目の丸に記載のとおり、気候変動や流域治水の新たな視点を踏まえ、近年、激甚な洪水が発生した水系から順に変更に着手されております。

また、3つ目の丸にあるとおり、国の河川整備基本方針検討小委員会には、知事が臨時委員として出席しています。

次に、1の委員会の概要をお願いいたします。

概要欄の第1回ですが、7月8日開催の第1回委員会では、球磨川流域の概要や令和2年7月豪雨の状況及び基本方針の変更の考え方について委員間で共有が図られました。

次に、9月6日開催の第2回委員会では、気候変動による降雨量の増加(1.1倍)などを考慮した基本高水のピーク流量の設定や河道と洪水調節施設等の配分流量について審議がなされました。

また、令和2年7月と同規模の洪水に対する水位の計算結果が示され、水位は計画堤防高を超えないものの、人吉市より下流で計画高水位を超過する区間があることが示されました。

具体的には、次のページで御説明いたします。

上段の左側に、基準地点人吉、右側に横石における基本高水のピーク流量及び河道と洪水調節施設等の配分を示しております。

人吉地点では、平成19年に策定された現行の基本方針において、基本高水のピーク流量を毎秒7,000立方メートル、洪水調節施設等により毎秒3,000立方メートル調節し、河道配分流量を毎秒4,000立方メートルとしていました。



今回、変更の基本方針案では、将来の気候変動による影響を反映し、基本高水のピーク流量、毎秒8,200立方メートル、洪水調節施設等により毎秒4,200立方メートル調節し、河道配分流量を毎秒4,000立方メートルと示されました。

八代市の横石地点においても、同様に、将来の気候変動の影響を反映した各流量が示されました。

次に、下段の人吉区間における令和2年7月と同規模の洪水に対する水位の計算結果について御説明いたします。

グラフの中に、緑色で下のラインが計画高水位、上のラインが計画堤防高、水色が令和2年7月と同規模の洪水の推移を示しております。

水色の令和2年7月と同規模の洪水に対する水位は、計画堤防高を超えないものの、計画高水位を超過する区間があることがお分かりいただけると思います。

改めて、1ページの委員会の概要にお戻りください。

真ん中の概要の最後の段落「このため」のところですが、先ほど御説明しましたように、計画高水位を超過する区間があるため、流域治水を多層的に進めることなどにより、基本高水を超過する洪水に対しても、さらなる水位低下や被害最小化を図る取組を進めていくことが確認されました。

これに対し、知事からは、第2回のところですが、今回の内容は、本年3月に策定した球磨川水系流域治水プロジェクトの内容と整合するものであること、また、令和2年7月洪水を含めた大きな洪水に対し、河川の対策に加え、田んぼダムや避難体制の整備を含めた緑の流域治水を強力に推進していく必要があると改めて認識したと意見を述べました。

なお、資料には記載しておりませんが、本日、第3回の小委員会が開催されております。

最後に、2のその他として、関連する手続の状況について御報告します。

6月16日に流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催されました。

また、基本方針に沿って、中期的な具体的な整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた球磨川水系学識者懇談会を8月4日に国と合同で開催しましたので、併せて御報告いたします。

説明は以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○高野洋介委員 1点だけ、要望というか、お願いといたしますか、したいと思いたすけれども、国土強靱化のこの資料を見させてもらいましたけれども、ある程度網羅はできているというふうに思っていますが、この委員会でも先月だったかな先々月だったかな、消防学校に行きましたよね。その際、いろいろ見せてもらいまして、先日も私別件で消防学校に行って、またいろいろお話を伺ったんですね。

そうしたら、設備とか装備品に関しては、総務省からの御支援があるということ伺いました。で、本館と寄宿舎があるわけですが、本館に関しては、割と総務省も応援するのかしないのか分かりませんが、寄宿舎に関しては、全くそういう補助メニューがないそうなんですよね。

多分、委員の皆さん方も皆さん見られた、執行部の方も見られて分かるとおりに、ちょっと時代に即してないような構造と老朽化が進み過ぎているんじゃないかなというふうに思っています。

これを私、整備をする必要があるんじゃないかなというふうに思っています。当然、公

共的な位置づけでもありますし、そこで、それぞれの地域の新人隊員だとか消防団員の方々がそこに寝泊まりをして、しっかり勉強して現場に出るということで、非常に大切な施設だというふうに思っています。

ですから、ぜひ県といたしましても、総務省なり国に対して、寄宿舍も含めて、この国土強靱化の計画に乗れるような、そういう枠組みをつくってもらうように、ぜひ要望してください。我々議会のほうからも、しっかりとそこは声を出していきたいと思っていますので、ぜひそういった形でやっていただきたいと思っています。

答弁は特に要りませんが、何か言いたい方がいらっしゃったら、挙手をしてもらえれば助かりますけれども、特に答弁は求めません。

○緒方勇二委員長 何かお答えありますか。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

先生、ありがとうございます。

7月30日、各委員の方々には御視察いただいております。消防学校の状況については見ていただいております。

消防保安課といいますか、県としまして、今先生がおっしゃいましたとおり、まず寄宿舍、それから、これも女性の訓練生が今増えてきている現状の中、そういった環境にもなっていないとか、あとまた様々現状に即しないところがございますので、しっかりと検討しまして、必要な要望につきましてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

○緒方勇二委員長 国土強靱化の加速化、集中5か年ですか、ぜひ、広域の防災拠点でありますから、その辺を補助メニューがないという話を初めて監査委員の高野委員からもお

聞きしたところですが、ぜひその辺もこの改定に向けて盛り込めるような形で、ぜひ防災の州都を目指す上で頑張っていたいただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

○欽本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

質疑の中で、県立大学に関しまして、岩下委員のほうから、管理栄養士以外の国家試験の資格の取得状況についてお尋ねがございましたので、それについて回答させていただきますと思います。

県立大学におきましては、教職課程の履修によりまして、中学校、それから高校の教諭1種免許状の取得ができるようになっております。

昨年度は37人が取得をいたしております。中でも最も多いのが高校の英語の免許資格、これが12人、次いで中学の英語の免許が11人ということで、実績が上がっておりますので回答させていただきます。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 これでは報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は3密を防ぐため出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくことといたしますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の先生から、その他のその他、何かありませんか。

○松野明美委員 税務課長のほうにお尋ねをいたします。

ふるさと納税についてお尋ねをしますけれども、本年の4月から、ふるさと納税の返礼品に福祉事業所等の商品をパンフレットに掲載をしていただきまして、追加していただいたということで、かなり事業所からの要望とございますか、そういうのも多かったということをお聞きしております。

4月からですから、半年たった現在、その福祉事業所等の商品がどのような感じなのか、現状を私たちに教えていただければと思います。

○久保田税務課長 税務課でございます。

今お話ありましたとおり、この4月から、障害者の就労者支援事業所で作られた作品、製品等につきまして、ふるさと納税の返礼品として取扱いを始めさせていただいたところでございます。

実績としましては、大体、今、返礼品全体の御要望のうち、1割程度を障害者の作業所の製品が占めておりますので、4月からスタートしてこの半年という中では、かなり引き合いは多いのではないかとというふうな感覚で受け止めております。

特に多いのが、かんきつ類とかそういったところがございまして、逆に少ないのが、手づくりの商品というのは、残念ながらちょっと少ないところはございますけれども、そういった情報をまた現場のほうにもフィードバックしながら、そういった返礼品の見直し、作業所のほうでも、こういったものを返礼品に出していくかというあたりを参考にいただければというふうに思っております。

○松野明美委員 半年間で全体の1割ということは、かなり優秀とございますか、多いのかなと思ひまして、とてもうれしく思います。

その1割を2割とか3割とかに上げていただきまして、こういうコロナ禍の中で、福祉事業所というのは、やっぱりやる気がなかな

か薄れている中で、非常にやる気につながっていくのではないかなと思っております。

また、多分1年間に1回ぐらいですか、パンフレットの更新等もあるんでしょうかね。そういったところで、健康福祉部と連携をしていただきまして、お声かけもお願いしたいと思っておりますし、先ほどおっしゃったようなフィードバック、ぜひ情報を福祉事業所のほうにお伝えいただきまして、そこで売れない商品とかあると思うので、その工夫とか見直し、そういうこともやれると思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上になります。

○緒方勇二委員長 ほかに何かありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が4件提出されております。

参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長